

重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

埼玉県議会の平成30年12月定例会で「精神障害者保健福祉手帳2級保持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とするよう求める請願」が採択された。

重度心身障害者医療費助成制度は、障害がある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を、県と市町村で助成する制度である。重度心身障害者医療費助成制度の対象者は身体障害者手帳1～3級、知的障害は療育手帳マルA、A、B、精神障害は精神障害者保健福祉手帳1級のみ対象で、精神障害2級は対象外であり精神障害1級でも精神病床への入院費用の助成はない。

精神障害は見た目には分かりにくく、仕事や勉強や家庭生活が思うようにできない「生きづらさ」を抱え、安定した生活を送るためには長期にわたって副作用のある薬を服用し続けることが大事である。

精神障害者保健福祉手帳2級保持者の多くは、安定して働き続けることが困難で、経済的に困窮している世帯が多いのが現状である。また当事者の家族も高齢化し、医療費の負担も重く、命を守る施策として下記の事項について要望する。

記

県においては精神障害者保健福祉手帳2級保持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

所 沢 市 議 会

提 出 先

埼玉県知事